別記第八号様式(第八条第六項及び第七項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)、第十六条第三項、第十八条第二項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項、第三十三条第二項(第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項(第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。)、第九十七条第四項、第百二十四条第三項及び第四項(第百二十八条第六項において準用する場合を含む。)、第百二十八条第三項、第百三十条第二項及び第四項、第百三十一条第二項及び第四項、第百三十二条第二項及び第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項(第百七十四条において準用する場合を含む。)及び第四項(第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。)、第百五十九条第三項(第百七十四条において準用する場合を含む。)、第百六十条第二項及び第四項、第百六十一条第二項及び第四項、第百六十二条第二項及び第四項、第百七十条第二項及び第四項、第百七十一条第二項及び第四項、第百七十二条第二項及び第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係)

質　問　票

年　月　日

住　所

名　称

代表者又は管理人の氏名

第1の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第1　注意事項等

1　注意事項

(1)　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料(以下この(1)において「証明資料」といいます。)を添付してください。質問票及び証明資料に記録された情報は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。

なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。

(2)　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあります。

イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。

ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。

2　記載要領

(1)　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。

(2)　記載すべき事項が複数あるときは、その全てについて、直近のものから順次記載してください。所定の欄に全てを記載することができないときは、余白部分に記載してください。余白部分を用いても全てを記載することができないときは、所定の欄外に「別紙記載のとおり」と記載するとともに、この様式の例により作成した書面に記載して、該当する質問のページの次に別紙として添付してください。この場合には、別紙の右上部に該当する質問番号を記載してください。パソコン、タブレット等を用いて記載するときは欄を増やしても差し支えありません。

(3)　更新の申請に際して質問票を作成する場合において、申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した各質問に対する回答から変更がないときは、各質問に設けた、変更がない旨のチェック欄の□にレ印を入れることで、質問に対する回答に代えることができます。

3　定義

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)　「カジノ事業等」とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ　カジノ事業、カジノ施設供用事業、カジノ関連機器等製造業等、カジノ関連機器等外国製造業又は指定試験機関が行う試験事務(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)

ロ　競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走、スポーツ振興投票、ジャンケット、ドッグレース等のギャンブル関係事業

(2)　「遊技場営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に掲げる営業をいいます。

(3)　「関係法人等」とは、貴法人等の支配株主等又は被支配会社をいいます。

(4)　「支配株主等」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有している法人等をいい、「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有されている会社をいいます。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有しているときには、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなします。

(5)　「許認可等」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等(外国におけるこれに相当するものを含みます。)をいいます。

(6)　「不利益処分」とは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(外国におけるこれに相当するものを含みます。)をいいます。

第2　質問事項

1　基本情報

(1)　貴法人等に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

名称		
代表者又は管理人		氏名　　役職名
設立年月日		
国籍等(外国法人等に限ります。)		
設立の準拠法		
法人番号		
資本金		
住所(注1)(外国の場合は国名又は地域名も記載)		〒
主たる営業所の所在地(外国の場合は国名又は地域名も記載)		〒
事務上の連絡先	担当者	氏名　　役職名
	電話番号	
	電子メールアドレス	
事業の概要		
金融商品取引所(注2)への上場の有無等		□上場 金融商品取引所の名称(外国の場合は国名又は地域名も記載) (　　) □非上場
沿革(注3)		

注1　「住所」とは、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいいます。1(3)及び(6)において同じです。

イ　株式会社並びに合名会社、合資会社及び合同会社(1(5)及び2(1)において「持分会社」といいます。)にあっては、本店の所在地をいいます。

ロ　一般社団法人及び一般財団法人にあっては、主たる事務所の所在地をいいます。

ハ　イ又はロに規定する法人以外の団体にあっては、主たる事務所の所在地をいいます。

2　「金融商品取引所」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所(外国におけるこれに相当するものを含みます。)をいいます。1(6)において同じです。

3　法人等の設立日から質問票作成日までの間につき、創立経緯、商号の変更、カジノ事業等との関係及び企業集団に係る重要な事項(合併、事業内容の変更、

主要な関係法人等の設立、買収、上場等)について簡潔に記載してください。1(6)において同じです。

(2)　貴法人等の過去5年以内における役員に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

役　職　名	担 当 業 務	氏　　名	生 年 月 日	任　　期

(3)　貴法人等は、過去5年以内に、1(1)で回答した以外の場所に住所又は主たる営業所を設置したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

	所在地(外国の場合は国名又は地域名も記載)	期　　間
□住所 □主たる営業所	〒	

(4)　貴法人等は、過去5年以内に、支店その他の事業所を設置していたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該設置状況に関する資料を添付してください。

(5)　貴法人等は、過去5年以内に、株主総会、種類株主総会、社員総会、評議員会、取締役会又は理事会(注)のいずれかを開催したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載し、当該会議の議事録の写しを添付してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

株主総会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
種類株主総会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
社員総会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
評議員会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
取締役会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
理事会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	

注　持分会社又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものが、これらの会議に相当するものを開催したことがあるときには、当該会議を含みます。

(6)　貴法人等の関係法人等に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

名称(　　)　□支配株主等　□被支配会社	
代表者又は管理人	氏名　　役職名
設立年月日	
国籍等(外国法人等に限ります。)	
設立の準拠法	
法人番号	
資本金	
貴法人等との関係	
住所(外国の場合は国名又は地域名も記載)	〒
主たる営業所の所在地(外国の場合は国名又は地域名も記載)	〒
事業の概要	
金融商品取引所への上場の有無等	□上場 金融商品取引所の名称(外国の場合は国名又は地域名も記載) (　　) □非上場
沿革	

2　財産関係

(1)　貴法人等は、最近5事業年度において計算書類等(注)を作成したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該計算書類等の写しを添付してください。

注　「計算書類等」とは、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。

イ　株式会社にあっては、会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書のほか、同法第444条第1項に規定する連結計算書類を作成しているときは、当該連結計算書類(これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。)

ロ　持分会社にあっては、会社法第617条第2項に規定する計算書類のほか、同法第435条第2項に規定する事業報告に相当する書類を作成しているときは、当該書類(これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。)

ハ　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第123条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(これらの書類について監査を受けているときは、当該監査

における監査報告及び会計監査報告を含みます。）

ニ　一般財団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第123条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。）

ホ　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものであって、イからニまでに規定する書類に相当する書類を作成しているものにあっては、当該書類

(2)　貴法人等は、過去10年以内に、破産手続開始の決定（注1）、再生手続開始の決定（注2）、更生手続開始の決定（注3）又は特別清算開始の命令（注4）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
決定又は命令を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	
復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注1　「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定による破産手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

2　「再生手続開始の決定」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

3　「更生手続開始の決定」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

4　「特別清算開始の命令」とは、会社法第514条の規定による特別清算開始の命令（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

(3)　貴法人等には、現在、契約期間が1年を超える借入金がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

債権者	氏名又は名称	
	住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
契約の締結年月日		
契約の期間		

借入金額及び残高(注)	

注　借入れを外国通貨をもって行ったときは、借入れの時における外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいいます。2(4)において同じです。)により、本邦通貨に換算してください。

(4)　貴法人等は、過去6か月間に、一の契約に係る額が2,500万円を超える契約(注1)(注2)を締結したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該締結状況に関する資料を添付してください。

注1　契約に係る額の支払が外国通貨をもって行われることとされているときは、契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算して判断してください。

2　金銭消費貸借契約を除きます。

(5)　貴法人等は、最近5事業年度において有価証券報告書(注)を作成したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該有価証券報告書の写しを添付してください。

注　「有価証券報告書」とは、金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書(外国におけるこれに相当するものを含みます。)をいいます。

3　暴力団関係

貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、暴力団(注1)又は暴力団員(注2)に対し、金銭を交付し、又は役務を提供するなど、暴力団又は暴力団員と経済的関係を有したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
暴力団の名称又は暴力団員の氏名	□暴力団の名称(　　) □暴力団員の氏名(　　) (所属する暴力団の名称　　)
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した年月日	
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した内容及び経緯	

注1　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。

2　「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

4　刑事及び民事手続関係

(1)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、有罪の裁判を受けた

こと(注)がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
罪名	
有罪の裁判の告知を受けた年月日	
判決等の主文	
裁判所名	
事案の概要	

注　「有罪の裁判を受けたこと」には、刑法(明治40年法律第45号)第27条若しくは第34条の2第1項により刑の言渡しの効力が失われたもの、同条第2項により刑の免除の言渡しの効力が失われたもの又は恩赦法(昭和22年法律第20号)第3条若しくは第5条により有罪の言渡しの効力が失われたもの(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)を含みます。

(2)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、公訴を提起され、又は起訴猶予とされたことがありますか。ただし、4(1)で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
罪名	
公訴を提起され、又は起訴猶予とされた年月日	
検察庁の名称	
事案の概要	

(3)　貴法人等は、過去10年以内に、民事訴訟の判決等(注)の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

判決等を受けた年月日	
判決等の内容	
裁判所名	
原因となった事実の概要	

注　「民事訴訟の判決等」とは、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいいます。

イ　民事訴訟における終局判決、請求の放棄若しくは認諾又は和解

ロ　非訟事件における終局決定又は和解

ハ　労働審判

5　カジノ事業等及び遊技場営業に係る行政手続等関係

(1)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業等又は遊技場営業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件が付された場合には、その内容	

(2)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業等又は遊技場営業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

(3)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業等又は遊技場営業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

(4)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業者等(注)との契約が解除となったこと又は取引が停止となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)		
契約又は取引の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地(外国の場合は国名又は地域名も記載)	〒
契約解除又は取引停止の年月日		
契約又は取引の内容		
契約の解除又は取引の停止の経緯		

注　「カジノ事業者等」とは、カジノ事業等を行う者をいいます。

6　申告納税関係

(1)　貴法人等は、最近5事業年度において法人税及び地方法人税に係る申告書等(注1)(注2)を作成したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該申告書等の写しを添付してください。

注1　「法人税及び地方法人税に係る申告書等」とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書、同条第32号に規定する連結確定申告書、国税通則法(昭和37年法律第66号)第18条第2項に規定する期限後申告書若しくは同法第19条第3項に規定する修正申告書及びこれらの添付書類又は同法第28条第1項に規定する更生通知書若しくは決定通知書(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。

2　貴法人等が、法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人であるときは、同法第81条の25第1項に規定する個別帰属額等を記載した書類及びその添付書類の写し(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。

(2)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税の賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定を受けたこと(注)がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
賦課決定又は決定を受けた年月日	
賦課決定又は決定の内容	

原因となった事実の概要	

注　外国におけるこれらに相当するものを含みます。

7　行政手続関係

(1)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。ただし、5(1)で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

(2)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。ただし、5(2)で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

(3)　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。ただし、5(3)で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等(名称　　)	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	